

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立赤城青少年交流の家旅費支給内規

制定 平成18年4月1日

改正 平成21年5月5日

改正 平成26年1月1日

改正 平成30年4月1日

改正 平成31年1月1日

(趣 旨)

第1条 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立赤城青少年交流の家における旅費の支給については、独立行政法人国立青少年教育振興機構旅費規程（以下「旅費規程」という。）および独立行政法人国立青少年教育振興機構旅費規則（以下「旅費規則」という。）および独立行政法人国立青少年教育振興機構法人ボランティア制度実施細則内におけるボランティア旅費規程・規則（以下「ボランティア旅費規程・規則」という。）に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

(勤務地及びその近郊への旅行)

第2条 勤務地及びその近郊への旅行について、次の各号のとおりとする。

- (1) 職員又は職員以外の者（以下「職員等」という。）が、本所のある前橋市内及びその近郊（群馬県内）を旅行する場合は、旅費を支給しない。ただし、公用車以外での手段及び、所長が特に必要と認める場合はこの限りではない。
- (2) 群馬県内の旅行において旅費を支給しない場合は、旅行命令を行わないものとする。

(発着地)

第3条 公共交通機関を利用した場合の発着地は、前橋駅とする。ただし、赴任の場合、旅最寄りの交通機関の駅又はバス停車所等を及び、所長が必要と認める場合はこの限りではない。

(旅費日数の計算)

第4条 旅費計算上の旅行日数は、原則として旅行のために現に要した日数による。ただし、次に掲げる場合にあつては、この限りではない。

- (1) 基礎となる出発地を午前7時以降に出発し、用務開始時刻の概ね30分前に到着できない場合
- (2) 基礎となる到着地に22時までに帰着できない場合

(特別急行料金)

第5条 旅費規則第9条第8項に規定する片道100キロメートル未満の特別急行料金(以下「急行料金」という)の取扱いは以下のとおりとする。

- (1) 往路について、用務のため午前中に東京都に到着する必要がある場合は、新幹線自由席の料金を支給する。
- (2) 帰路について、特別急行料金など急行料金は支給しない。
- (3) 上記にかかわらず、所長が業務上やむを得ないと認める場合は特別急行料金を支給する。その際、特別急行料金を支給する理由を旅行命令簿又は旅行依頼簿の備考欄に明確に示すこととする。

(添付書類)

第6条 航空運賃などをクレジットで購入の場合は、旅費規程第15条2項に定める別表第1に掲げる領収証書にかえて、クレジット支払手続時に発行される利用明細書を旅費請求書に添付することができる。

(雑則)

第7条 この内規に定めるもののほか、赤城青少年交流の家の旅費支給に関し必要な事項は、所長が定める。

附則

この内規は平成18年4月1日から施行する。

附則

この内規は平成21年4月1日から施行する。

附則

この内規は平成26年1月1日から施行する。

附則

この内規は平成30年4月1日から施行する。

附則

この内規は平成31年1月1日から施行する。